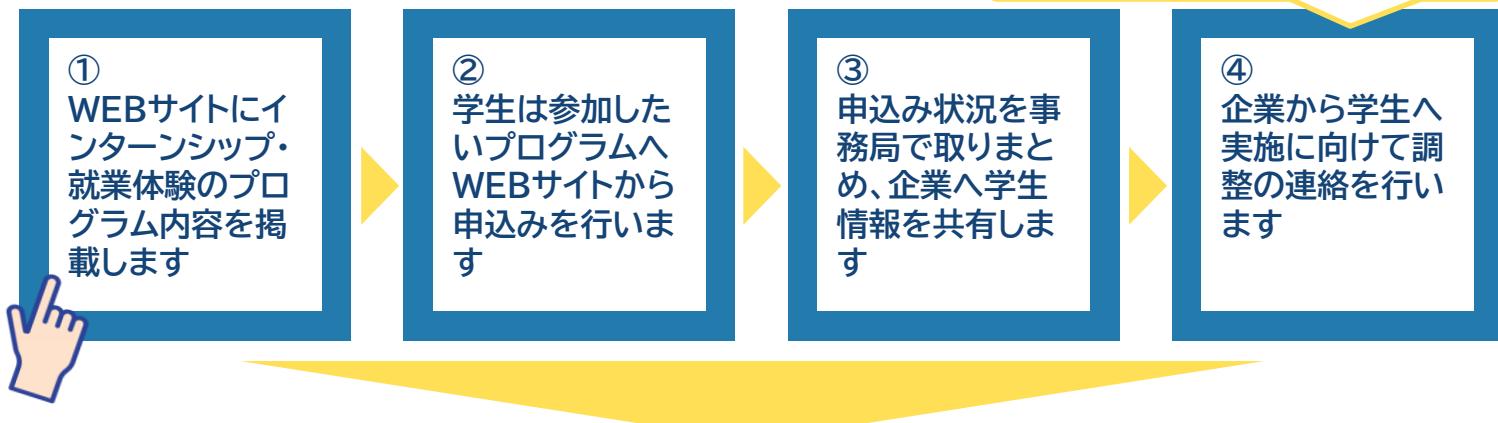


# WEBサイト掲載企業募集中!

インターンシップ・就業体験情報の掲載～申込みまでをサポート

## WEBサイトを活用した受け入れまでの流れ



WEBサイトに実施日を掲載することで、日程調整にかかる時間を削減できます！

掲載  
無料

## インターンシップ・就業体験 実施!!

### WEBサイトへの掲載期間

~~第1回目の掲載期間：令和6年5月中旬～9月下旬 募集終了~~

第2回目の掲載期間：令和6年10月下旬～令和7年3月下旬(予定)



WEB掲載申込みはこちらから→

### 掲載条件

(ア) 本事業の目的を十分に理解していること

目的：山梨県内でのインターンシップ・就業体験を通じて、学生のキャリア形成を支援し、学生が県内企業の魅力や自己の特性を理解することで、県内就職やU・Iターン就職につなげていくこと

(イ) 山梨県内に事業所・事務所を有する企業・団体等であり、県内での実習が可能であること

(ウ) 青少年の健全な育成の観点から不適切な業種・業態でないこと

(エ) 実習生が適切に職場実習を行えるように労働安全衛生法、その他法律に定めた基準と、同等の安全及び衛生等に配慮できること

(オ) 本事業により知り得た学生の個人情報を利用し、電話・メール・SNS等を用いた私的なやりとりは行わないこと

(カ) 政府が発表した就職・採用活動日程に関する考え方(いわゆる「就活ルール」)に従って、本事業を行うこと

(キ) その他、インターンシップ・就業体験の実施に当たって以下の必要な要件を満たすこと

・受入企業は、期間満了までの実習の実施に努めなければならない

・1日の実習時間は8時間以下とする

・本事業は、受入企業での労働力確保を目的としたものではなく、学生と受入企業との間に使用従属関係は存在しないものであり、作業等の強要や時間外の実習等、本事業の趣旨を逸脱したプログラムではないこと

・受入企業は、実習に必要な場合を除き学生に金銭、有価証券その他貴重品の取り扱いをさせないこと

・受入企業は、学生に自動車等の車両の運転をさせないこと

・受入企業は、学生から本事業の実施に関し、金銭などを受け取ってはならないものとする